

寒暖差



今月は極端に暑かったり、寒かったりという日が多かったですね。

暖かくなり、もうさすがに厚手のコートは仕舞ってよいだろうとクローゼットの奥に突っ込み、それを再び引っ張り出すという作業を何度も何度も繰り返しました。

案の定、体調を崩しましたし、ジョギングも疎かになってしまいましたので、早く安定的に暖かくなってほしいです。

なお、中学受験に励む息子に「三寒四温」を知っているかどうか聞いてみたところ、すでに習っていました。今の子どもたちは小学生の頃から勉強漬けでちょっとかわいそうに思います。

枝番号

既存の法律が改正され、新たに条文を追加する場合、枝番号が割り当てられます。

たとえば、100条まである法律に追加をする場合、追加分を101条から順に割り当ててではなく、関連する条分の近くにねじ込みます。追加する内容が50条と51条の間にするのが適切である場合には50条の2というふうになるのです。

回収可能性

紛争の相手方に金銭を請求しようとする場合、①法的に成り立つ主張なのか、②証拠が揃っているのか、③相手方から回収できる見込みはあるのか、という点を検討します。

法的に請求可能で(①をクリア)、かつ、証拠もバッチリ(②をクリア)という場合であっても、相手方にお金がないときは、簡単に「訴訟をしましょう」とは助言できません。そのような場合には、せっかく勝訴判決を取ったとしてもお金を回収できませんので、弁護士費用や実費が無駄になってしまうからです。

そうであるにもかかわらず、相手方にお金があるかどうかを確かめる方法はあまりありません。せいぜい相手方が住んでいる自宅の登記簿をとって、所有名義や抵当権の有無を確認するに留まります。

弁護士に依頼することの目的は訴訟に勝つことではなく、あくまで相手方からお金を回収することなので、事前に回収可能性を検討するのは必須です。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設